

令和5年2月27日招集

第2回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和5年第2回狹山市農業委員会総会

令和5年2月27日（月曜日） 開催場所 堀兼農村環境改善センター

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時30分

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落 合 房 子	3番 小野田 敏 枝
4番 細 田 幸 司	5番 仲 川 知 範	6番
7番 小 口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸 口 秀 敏
10番 平 本 洋 章	11番 増 田 棟 順	12番 吉 田 博 幸
13番 渡 邊 隆 夫	14番 増 田 茂	

本日の出席推進委員 7名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

（本日の欠席推進委員 1名）

奥 富 文 典

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘 主幹 吉 澤 裕 二

事務局 定刻になりましたので、これより令和5年第2回狹山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料3 生産緑地の斡旋について（依頼）
- ・あっせん台帳

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第2回狹山市農業委員会総会となりますが、『狹山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長をお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第2回狹山市農業委員会総会を開催します。
なお、奥富推進委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号5番 仲川委員と7番 小口委員をお願いします。

これより議案の審議を行います。

最初に第2回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第4条の申請が奥富地区で1件、農地法第5条の申請は入曽地区で2件、堀兼地区で1件、柏原地区で1件、水富地区で3件、併せて7件です。

農用地利用集積計画は入間川地区で3件、堀兼地区で1件、柏原地区で1件、水富地区で2件、併せて7件です。

議 長 それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 農地の見回りをしましたが、枯草が見受けられます。また、利用権設定の申し出をされたお宅を訪問しました。

議 長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 農地の見回りをしましたが、きちんと管理されているところもありますが、枯草がそのままになっているところも多くあります。

議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 月に2回ほど農地の見回りをしていますが、雑草や枯草については現状維持といたしますか、なかなか思うように進みません。また、耕作できていない農地について、隣地を耕作している方にやっていただけることになりました。その奥の、あっせん台帳に記載の農地についても、同じ方になんとかお願いできないかと話をしているところです。

議 長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 上赤坂、原、堀向の見回りをしましたが、雑草は落ち着いています。また、認定新規就農者で新たな農地を探している人がいますので、担当地区で該当がありましたら、お知らせください。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 以前にご報告したコンテナが無断で設置されていた件ですが、撤去されました。また、水路に水が入り始めましたので、4月になると水路付近の草刈りが必要になると思います。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 全筆調査以降、手つかずの農地があり、2件ほど近隣農家からの苦情もありましたので、その旨を伝えました。

議 長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 農地の見回りをしましたが、草が枯れてそのままになっているという状況が続いています。また、委員さんと一緒に申請農地の確認をしてきました。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しくお願いいたします。
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は、利用権設定が7件17筆、地目はすべて「畑」で9,844㎡です。
所有権移転はありません。

1件目

渡し人は沢にお住まいの方、受け人は同じく沢にお住まいの方です。
所在地は沢、外6筆、地目は畑、面積は646㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。

2件目

渡し人は沢にお住まいの方、受け人は1件目と同じ方です。
所在地は沢、外3筆、地目はすべて畑、面積は676㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。

3件目

渡し人は広瀬2丁目にお住まいの方、受け人は広瀬3丁目にお住まいの方です。
所在地は大字上広瀬字西中原、地目は畑、面積は2,772㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。
受け人は認定農業となっています。

4件目

渡し人は広瀬2丁目にお住まいの方、受け人は3件目と同じ方です。
所在地は大字上広瀬字西中原、外1筆、地目はすべて畑、面積は954㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。

5件目

渡し人は狭山にお住まいの方、受け人は同じく狭山にお住まいの方です。
所在地は入間川字中原、地目は畑、面積は821㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。
受け人は認定農業となっています。

6 件目

渡し人は狭山にお住まいの方、受け人は日高市にお住まいの方です。
所在地は柏原字上の原、地目は畑、面積は2,022㎡、権利の種類は賃貸借権設定です。
受け人は認定農業となっています。

7 件目

渡し人は北入曽にお住まいの方、受け人は堀兼にお住まいの方です。
所在地は大字堀兼字月見台、地目は畑、面積は1,953㎡、権利の種類は使用貸借権設定です。
受け人は認定農業となっています。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、利用権設定については承認いただいたものといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字上奥富字平塚、地目は畑、面積は886㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は駐車場兼資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適

- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員

議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字根岸字西久保、外3筆、地目は畑、合計面積は3,037㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある はい

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は飯能市で鉄筋の加工及び販売等の事業を行っている法人です。転用目的は工場、事務所、倉庫、道路等です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順 議長 議案番号3 整理番号2について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市柏原字御所ノ内、外1筆、地目は畑、合計面積は300㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は飯能市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号3 整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字南八木、地目は田、面積は927㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10ha以上の集団性がある いいえ
- ・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で霊園経営を行っている法人です。転用目的は敷地拡張です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます。

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員

議案番号3整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字根岸字三王塚、地目は畑、面積は71㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10ha以上の集団性がある いいえ
- ・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は日高市で不動産業を営む法人です。転用目的は駐車場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
 質疑等を受け付けます。
 質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
 賛成の方の挙手を願います。
 挙手総員です。
 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
 次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号3整理番号5について審査結果を報告します。
 申請地は狭山市大字北入曽字下原、地目は畑、面積は314㎡です。
 農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者はふじみ野市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
 質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号3整理番号6について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曽字北流、地目は畑、面積は300㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号3整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字加佐志字天沼、地目は畑、面積は340㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ

- ・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます。

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
 質疑等を受け付けます。
 質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
 賛成の方の挙手を願います。
 挙手総員です。
 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
 以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
 次に報告事項に移ります。
 事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第5条の規定による届出は8件10筆、地目「田」が面積470㎡、地目「畑」が面積727㎡、転用目的は住宅敷地が3件、駐車場敷地が5件です。
 次に公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、4件4筆です。

議長 説明が終わりました。
 質疑を受け付けます。
 質疑はないようです。
 次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【「農地あっせん台帳」について説明】

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようです。
次に生産緑地の斡旋について、事務局から説明をお願いします。

事務局 都市計画課より、別紙のとおり、2件の斡旋依頼がありました。

議 長 説明がおわりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
事務局から、その他、何かありましたらお願いします。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、令和5年第2回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。